

滋賀県警察における「働き方改革」の取組状況

行財政・働き方改革特別委員会資料4
平成31年(2019年)3月13日
滋賀県警察本部警務部警務課

■滋賀県警察の「働き方改革」の概要

平成30年4月2日付けで、警察本部長通達「平成30年度滋賀県警察における「働き方改革」の取組について」を発出し、「働き方改革」にかかる組織方針を明確化した。

滋賀県警察「働き方改革」の定義

「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を実現するため、誇りと使命感にあふれた全ての職員がいきいきとやりがいを持って働き、その能力が最大限に発揮される職員活躍に向けた施策、取組を総称したものという。

■「働き方改革」プロジェクトチーム(H30年4月新設)の取組

【体制】警察本部警務部内に設置、警務部長以下関係各所属担当補佐級以上の職員で構成

【目的】働き方改革の各取組項目担当所属係間の連携による効率的かつ効果的な施策の推進(トップダウン)

【大前提】職務倫理教養の強化

- ・若手職員による小集団討論の実施
- ・部外講師講演(元プロボクサー山中慎介氏、元なでしこジャパンコーチ望月聰氏)の実施
- ・「職務倫理の基本」ポスターの掲示、機関誌への掲載等による浸透方策の実施

①心の健康管理

- ・ストレスチェックの実施(H28~)、集団分析の実施(H29~)
- ・ワーク・エンゲイジメント調査(年2回)を実施(右グラフ参照)
- ・メンタルヘルス・マネジメント検定資格取得の推奨
- ・幹部職員対象「健康管理推進者研修会」の実施(9/6)

②ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・幹部による面談と「両立応援チェックシート」の活用(H28~)
- ・頑張る職員応援サイト、女性専用掲示板「ハートネット」(H28~)、若手職員専用掲示板「ホンネット」(H31~)の運用
- ・パパ・ママ支援セミナー(10/4)、ワーク・介護・バランスセミナー(11/8、9)の開催
- ・育休復帰者教養(4/25、10/4)、育休中職員の交流会(10/4)等の実施、育休中職員への情報発信としての「育休ネット」の発行(年4回)、育休支援名簿を活用した情報発信(H25~)

③超過勤務の縮減と休暇取得の促進

- ・定時退庁日(毎週水曜日、毎月19日)の設定
- ・マイサップ休暇(記念日休暇)制度による年休取得促進施策(H20~)
- ・警察署における宿直勤務負担軽減施策としての「当直明け帰り」の推進(H26~)
- ・長時間労働を行った職員に対する医師面接、保健指導、過重勤務問診票のシステム入力
- ・過重勤務者に対する人事担当(本部警務課)によるヒアリングの実施

④業務の合理化

- ・事務合理化提案制度(H26~)
- ・「みんなのアイデア見える化プラン」の実施

⑤ハラスメントの根絶

- ・「ハラスメントの防止対策に関する要綱」制定(H27~)
- ・ハラスメント相談員研修会の開催(5/14)
- ・職場改善ホットラインの運用(H27~)
- ・各種相談窓口(ハラスメント相談窓口、職員相談窓口等)の設置、運用



■「働き方改革」推進チーム(H28年2月から運用中)の取組

【体制】警察本部各部、警察学校、各警察署に全18チーム設置

各部長、校長、警察署長を各チーム責任者に指定

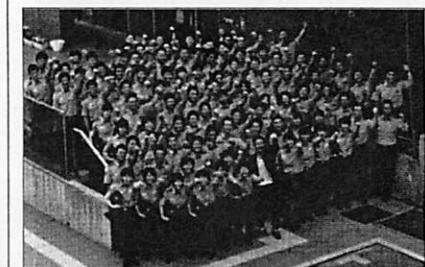
【目的】現場職員の声を活かした職域に応じた施策の推進(ボトムアップ)

- ・小集団討論、3分間スピーチ、職務倫理教養の実施
- ・部外講師講演(僧侶、自衛隊大津駐屯地司令、民間企業幹部、警察OB等)
- ・メンタルヘルス・マネジメント検定の知識の活用、教養の実施
- ・ワーク・ライフ・バランス川柳、写真、イラストコンテストの実施
- ・家族参観、子ども参観、文化祭等職域における親睦会、互助会等との合同施策の実施
- ・職域における定時退庁、年休取得、宿直勤務負担軽減施策の推進
- ・合理化を提案、反映しやすい環境の整備
- ・施設改善(照明器具、女性用更衣室兼シャワールームの整備、道場の改修等)
- ・ハラスメント対策の実施等



←ワーク・エンゲイジメント調査結果
「いきいき度分布図」

↓若手職員対象の部外講師教養後の
記念撮影の状況



■特定事業主行動計画中に数値目標を定めている項目の推移状況

	目標	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中
一人あたりの年次有給休暇取得日数	10日以上	8.59日	10.61日	10.75日	10.86日
配偶者出産休暇取得率	100%	70.6%	79.0%	90.8%	88.4% (概数)

■次年度の方針

次年度も引き続き、常に有事即応体制を確保し、即時厳しい現場判断及び行動が求められる警察職員を支える「働き方改革」を推進していく。